

久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業における支障工作物の除却について（お知らせ）

## 1 概 要

市は、栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業地内において、土地区画整理法第76条申請を行わず、隣接敷地にまたがり違法に設置された次の対象物件に対し、行政代執行法第2条の規定に基づく行政代執行を実施します。

## 2 対象物件

- (1) 所在地 栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業区域内
- (2) 物件概要 工作物（コンクリート叩き）一式

## 3 実施期間

令和3年3月22日（月）から令和3年3月23日（火）まで（予定）

## 4 経 緯

- 平成 4年11月 2日 「仮換地指定通知書」発送
- 平成 22年 1月 21日 土地区画整理法第76条申請を行わず、隣接敷地にまたがり対象物件を設置
- 令和 2年 6月 24日 「原状回復について（通知）」送付（1回目）
- 令和 2年 9月 7日 「原状回復について（通知）」送付（2回目）
- 令和 2年11月 9日 「聴聞」実施（1回目） 当事者欠席
- 令和 2年12月14日 「聴聞」実施（2回目） 当事者欠席
- 令和 2年12月15日 「聴聞に係る陳述書等の提出について（通知）」送付
- 令和 2年12月28日 土地区画整理法に基づく「除却命令書」送付
- 令和 3年 2月 8日 行政代執行法に基づく「戒告書」送付
- 令和 3年 3月 2日 行政代執行法に基づく「代執行令書」送付

当事者（物件所有者）とは、長年にわたり文書や面談による交渉を続けてきましたが、現在に至るまで自ら除却する意思は示されておりません。これ以上対象物件が存置されたままでは、隣接権利者の土地利用が制限されるだけでなく、事業全体の進捗に大きな影響を及ぼすことから、上記の手続きを進め、行政代執行を実施することとなりました。

## 5 実施の効果

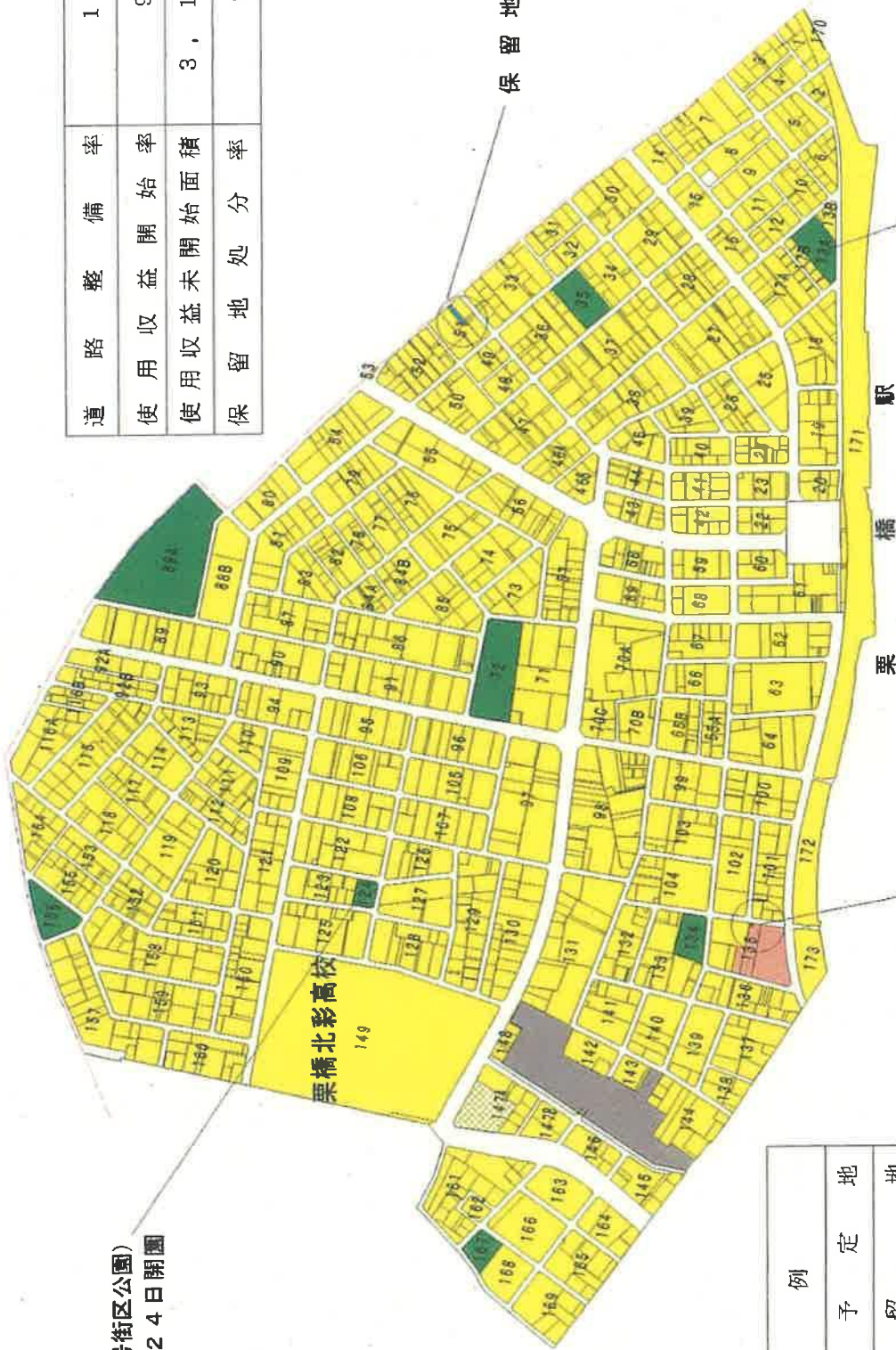
対象物件を除却することにより、周辺権利者の仮換地について使用収益が開始され、長年にわたって土地利用が制限されていた状況が改善されるとともに、事業の進捗が図られます。

久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業

事業概要図（令和3年3月16日現在）



外野公園（11号街区公園）  
令和2年12月24日開園



道路整備率	100.00%
使用収益開始率	99.46%
使用収益未開始面積	3,133.9㎡
保留地処分率	99.55%

凡例	例
公園予定地	
保留地	
使用収益開始済箇所	
使用収益未開始箇所	
施行者管理地	

物件移転補償未処分箇所  
保留地未処分箇所

保留地未処分箇所

町人新田公園(7号街区公園)  
令和元年12月17日開園